

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

## 奈良県教育委員会規則第十号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

（専決）

**第三十一条の三の二** 副校長は、あらかじめ校長が定めるところにより、校長の権限に属する事務の一部について専決することができる。

2 副校長は、前項の規定により副校長が専決できることとされている事務のうち重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ校長の指揮を受けて処理するものとする。

第三十一条の四第一項中「緊急やむを得ない場合」を「緊急を要するもの又はその処理についてあらかじめ校長の指示を受けたもの」に、「代決する」を「代決することができる」に改め、同条第三項中「事項」を「事務」に、「速やかに校長に報告し、承認を求めなければならない」を「遅滞なく校長の後援を受けなければならない」に改める。

## 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。